

# JIS

## 貸出福祉用具のメンテナンス工程の管理に 関する一般要求事項

JIS Y 2001 : 2022

(JASPEC/JSA)

令和 4 年 3 月 22 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 高齢者・障害者支援専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	藤 本 浩 志	早稲田大学
(委員)	荒 木 薫	特定非営利活動法人日本障害者協議会
	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	井 上 剛 伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所
	長 田 信 一	公益財団法人テクノエイド協会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河 村 真紀子	主婦連合会
	北 風 晴 司	一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会
	齋 藤 直 人	日本生活協同組合連合会
	須 名 隆 志	公益社団法人日本介護福祉士会
	園 山 洋 一	公益社団法人日本包装技術協会
	高 橋 美和子	一般社団法人人間生活工学研究センター
	二 瓶 美 里	東京大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	森 田 朝 子	一般財団法人在宅ケアもの・こと・思い研究所
	山 口 玲 子	一般財団法人日本消費者協会
	山 本 澄 子	国際医療福祉大学
	渡 邊 慎 一	横浜市総合リハビリテーションセンター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本福祉用具評価センター

(〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 7-1-5 TEL 078-306-0556)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：高齢者・障害者支援専門委員会 (委員長 藤本 浩志)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 管理上の要求事項	3
4.1 組織	3
4.2 実施体制の構築	3
4.3 文書化	4
5 技術的要求事項	5
5.1 メンテナンスマニュアル	5
5.2 メンテナンス作業環境	7
5.3 点検、整備及び検査を行うそれぞれの実務者への教育訓練	7
5.4 検査	8
5.5 苦情	8
5.6 改善	8
5.7 是正処置	9
附属書 A (参考) メンテナンスマニュアルに必要な項目例	10
附属書 B (参考) 教育訓練に必要な項目例	11
解 説	12

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本福祉用具評価センター（JASPEC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 貸出福祉用具のメンテナンス工程の管理に関する 一般要求事項

## General requirements for managing the maintenance process of the rental assistive products

### 序文

この規格は、貸し出すことによって繰り返し使用される福祉用具のメンテナンス不良による事故を未然に防ぐこと、また、メンテナンス作業全般にわたっては、製品使用者へ配慮をすることで、提供する組織と借り受ける者との間の信頼関係構築を容易にし、メンテナンス工程の管理の標準化が図られることを目的として制定した日本産業規格である。

この規格は、貸し出された福祉用具が、使用者から返却された後、製造業者以外のメンテナンスを行う組織によって、改めて貸出品として出荷するまでに行う、点検、整備及び検査を適正に実施するために必要な工程の管理を規定したものである。

### 1 適用範囲

この規格は、貸出福祉用具のメンテナンス工程の管理に関する一般要求事項について規定する。

この規格は、職員の数又はメンテナンス活動の範囲の大小に関係なく全ての貸出福祉用具のメンテナンス工程の管理に適用可能である。ただし、“洗浄及び消毒”作業は、この規格で取り扱う“メンテナンス”には含まない。また、その貸出福祉用具がもつ調整機能とは別に、特定の個人用にカスタマイズを行った貸出福祉用具は、この規格で取り扱う“貸出福祉用具”には含まない。

貸出福祉用具のメンテナンスを行う組織が、この規格に含まれる点検、整備、検査の一つ又は幾つかを行わない場合には、それらの項目の要求事項は適用しない。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Q 9000** 品質マネジメントシステム—基本及び用語

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Q 9000** によるほか、次による。

#### 3.1

#### 貸出福祉用具

使用者が複数にわた（亘）ることを想定し、継続的又は一時的かを問わず、反復して使用することを意図して貸し出す、高齢者又は心身障害者及び怪我若しくは疾病によって、心身の機能が低下し日常生活を